

環境影響評価等技術指針（抜粋）

平成 22 年 7 月 30 日 改定

第 1 事業計画概要書作成に係る手順（事前配慮）

1 概況調査の実施

概況調査は、事前配慮及び環境影響評価の項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法の選定を行うにあたり必要とする対象事業実施地域及びその周辺地域の概況と基礎的な環境特性を把握することにより行う。この場合において、過去の状況の推移及び将来の状況も把握する。

(1) 概況調査の対象項目

概況調査は、表 1 に示す地域の環境要素の状況、それに関連する社会経済の状況、地域の環境保全の状況等について実施する。

(2) 概況調査の実施方法

概況調査は、主に既存資料の収集・解析により実施するものとするが、必要に応じて概括的な現地踏査及び市、県、専門家その他の当該情報に関する知見を有する者からの聞き取り調査を実施する。

(3) 概況調査結果の整理

概況調査の結果の記述は、地域の環境要素の状況、それに関連する社会経済の状況、地域の環境保全の状況について行うとともに、対象事業を実施しようとする地域及びその周辺地域において、自然環境の保全、人の健康の保護、生活環境の保全の観点から、影響の回避、低減を行うことが望ましい地域又は対象について明らかにする。

2 事前配慮の実施

概況調査により明らかにした環境要素の状況、及び配慮を図るべき地域又は対象を踏まえ、千葉市環境基本計画の趣旨を事業計画に反映させる。

(1) 事前配慮の対象項目

事前配慮の対象項目は、千葉市環境基本計画第 6 章第 2 節主要開発事業別配慮事項に掲げる配慮事項の区分に定めるところによる。

(2) 事前配慮の実施方法

事前配慮は以下の手順によって行う。

ア 対象事業計画を考慮し、概況調査結果及び千葉市環境基本計画第 6 章行政区別等の環境配慮指針の第 1 節行政区別の重点課題と配慮の方向より、当該事業において配慮すべき事項を抽出し、今後の事業計画の検討及び環境影響評価における展開の方向性を検討する。

イ 対象事業計画及び概況調査結果を勘案し、千葉市環境基本計画第 6 章行政区別等の環境配慮指針の第 2 節主要開発事業別配慮事項に掲げる配慮事項について検討し、以下の事項に区分する。

(ア) 事業計画概要書に掲げる事業計画において配慮した事項

(イ) 事業計画の熟度に応じて今後配慮していく事項

(ウ) 当該事業においては配慮することが困難な事項

(エ) 当該事業においては配慮を要しない事項

ウ (ア) に区分した事項については、配慮した内容を明らかにする。

エ (イ) に区分した事項については、今後の計画策定及び環境影響評価の実施においての配慮の方針を明らかにする。

オ (ウ) 及び (エ) に区分した事項については、その理由を明らかにする。

3 事業計画概要書の作成

以上の過程により得られた結果をとりまとめ、事業計画概要書を作成する。